

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-2
許認可等の種類	高圧ガス製造施設等の変更許可			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第14条			
許認可等の概要	第1種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号)</li> <li>2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載)</li> <li>3 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載)</li> <li>4 高圧ガス保安法第5条に基づく高圧ガスの製造の許可の審査基準</li> <li>5 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて (個別通達 平成29年3月22日付 20170309商局第5号)</li> <li>6 高圧ガス製造施設等変更許可申請等の一括手続について (個別通達 平成10年4月1日付 平成10・03・26立局第9号)</li> </ol>			
基準の制定根拠	上記( )内のとおり			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			